

長柄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例(昭和48年長柄町条例第20号)による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則に定めるもの

## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	長柄町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番 号	108-1 : 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

1. 年9 る法止事務の名4	1.準する法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等				
	(1)法定事務	(2)独自利用事務			
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため の法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業 の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	長柄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例(昭和4 8年長柄町条例第20号)による重度心身障害者に対する医 療費の助成に関する事務であって規則に定めるもの			
②番号法別表第1の項	84				
③番号法別表第2の項	108				
④番号法第9条第2項に 基づき定める条例の名称 及び①の該当部分		長柄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第2の項長柄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例(昭和48年長柄町条例第20号)による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則に定めるもの			
⑤事務の趣旨又は目的が 規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため の法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	長柄町重度心身障害者(児)の医療費助成に関する条例 (昭和48年長柄町条例第20号)第1条			

⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって(障害者及び障害児)の(福祉の増進)を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、(重度心身障害者(児))又はその保護者に対し医療費の一部を助成して、医療費の負担を軽減することにより、その健康保持と生活の安定を確保し、もって(福祉の増進)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規 範		長柄町重度心身障害者(児)の医療費助成に関する条例 (昭和48年長柄町条例第20号)長柄町重度心身障害 者(児)の医療費助成に関する条例施行規則(平成27年 長柄町規則第24号)

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

   事務1 				
	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号	長柄町重度心身障害者(児)の医療費助成に関する条例 第5条第4項 長柄町重度心身障害者(児)の医療費助成に関する規則 第7条第1項		
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	重度心身障害者等に対する医療費の支給の申請に係る事 実についての審査に関する事務		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号口	長柄町重度心身障害者(児)の医療費助成に関する条例 第3条第2項及び同条第3項		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人 情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報		
特字個人情報?				

## 特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号ル	長柄町重度心身障害者(児)の医療費助成に関する条例 第1条及び第3条第3項第2号		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人 情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報		
特定個人情報3				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号#	長柄町重度心身障害者(児)の医療費助成に関する条例 第4条第1項、同条第3項		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人 情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため の法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため の法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報		
備考				
届出情報				
独自利用事務の対象者	重度心身障害者(児)			
番号法第9条第2項の条 例に規定した日	2015年12月14日			
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし			
評価書番号				
保護評価書の名称				
保護評価書のURLリンク				